



# 必 携

地域班長  
地区委員  
広報従事者担当委員

令和 6 年度版

公益社団法人  
小金井市シルバー人材センター

〒184-0002 小金井市梶野町四丁目 2 番 7 号

TEL 0422-27-7117

FAX 0422-27-7476

## 目 次

|   |      |
|---|------|
| 1 地域班の設置並びに運営基準                         | 1 頁  |
| 2 地域班の設置並びに運営基準・細則                      | 4 頁  |
| 3 地域班における会議等開催要綱                        | 6 頁  |
| 4 会議開催届                                 | 9 頁  |
| 5 連絡会議開催要綱                              | 10 頁 |
| 6 会員の入退会（住所変更を含む）に関する<br>事務処理要領について（通知） | 12 頁 |
| 7 入・退会者等通知書                             | 14 頁 |
| 8 役員等の費用弁償に関する規程                        | 15 頁 |
| 9 費用弁償支払要領                              | 17 頁 |
| 10 会員の委託費に関する規程                         | 18 頁 |
| 11 会報等の公共施設等への配達について                    | 19 頁 |
| 12 担当理事の役割                              | 20 頁 |

## 地域班の設置並びに運営基準

第1 地域班は、市の全地域を10に区分した各町名単位に設置する。ただし、その町に居住する会員が30名に満たない場合は、隣接の町に併合する。地域班の名称は別表のとおりとする。

2 会員は、居住地の地域班又は併合の地域班に属して班活動に協力する。

第2 地域班に地域班長（以下「班長」という。）、地区委員（若干名）及び広報従事者担当委員（以下「広報担当委員」という。）を置く。

2 班長は、地域班内の会員から選出し、会長が委嘱する。

3 地区委員は、地域班ごとに推薦し丁目ごとに会長が委嘱する。

4 広報担当委員は、地域班ごとに会長が委嘱する。

第3 班長の役割は、地区委員及び広報担当委員との連絡調整を密にして、概ね次のとおりとする。

(1) 公益社団法人小金井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の目的を達成するため、次の会議等を開催する。

ア 地域班集会に関すること。

イ 地区委員会議に関すること。

ウ ボランティア活動に関すること。

エ センター事務局からの「お知らせ」等の配布に関すること。

オ 入会式に出席し入会者に対し、地域活動等の現状を説明すること。

(2) 地域班運営を円滑に行うため、前号の事項と地域班の現状などを速やかに次期班長に引継を行うこととする。

2 地区委員の役割は、概ね次のとおりする。また、地域班運営を円滑に行うため、次期地区委員に役割と地区委員の現状など速やかに引継を行うこととする。

(1) センターからの情報を地区内会員（以下「会員」という。）に伝えること。

(2) 会員の動静、就業問題、センターへの意見、要望等を会員情報としてセンターに伝えること。

(3) 地区内において知り得た就業可能と思われる仕事の情報をセンターへ伝える等、就業開拓へ協力すること。

(4) センター主催の行事、事務局からの依頼事項に協力すること。

(5) 地区内における入会希望者の情報収集に努め、入会を勧めること。

(6) 会員の親睦・交流に努めること。

3 広報担当委員の役割は、概ね次のとおりする。また、広報配布業務を円滑に行うため、次期広報担当委員に役割と広報等配布の現状など速やかに引継を行うこととする。

(1) 地域班内の広報配布会員に関する情報を常に把握すること。

(2) 広報配布会員に欠員を生じた場合は、速やかに代替者を選定して補充すること。

(3) 地域班内において広報配布業務を周知するとともに、広報配布を希望する会員を把握すること。

(4) 広報配布業務に係る問題を検討し、必要により班長へ意見具申すること。

(5) 広報配布会員が配布することができない困難な状況が生じた場合に備え、広報配布会員に配布地区の経路図（特記事項の記載）の提出を求める

こと。

第4 地域班と理事会を機能的に運営するとともにセンターの目的を達成するため、理事会に地域班担当理事を置く。

2 地域班担当理事は、地域班内に居住する会員理事の中から地域班ごとに各1名を置く。他の会員理事は、地域班担当理事を補佐するものとする。

3 地域班担当理事は、班長、地区委員及び広報担当委員と連携して、地域班活動の支援に努める。

第5 班長は、地域班担当理事と調整を行い、次の会議等を開催してセンターの目的達成に努める。

(1) 地域班集会

(2) 地区委員会議

(3) 地域ボランティア活動の実施

第6 地区委員は、班長と調整を行い会員の相互交流と親睦を図るため、必要に応じて地区会員懇談会を開催することができる。

第7 広報担当委員は、理事会において指定された広報業務を担当する理事（以下「広報担当理事」という。）及び班長と調整を行い、地域の広報配布会議を開催し、広報配布会員の連絡及び調整を図り、センターの目的達成に努める。

第8 班長、地区委員及び広報担当委員の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、任期途中で交替した場合は、前任者の残任期間とする。

2 任期は原則3期までとし、再任は妨げない。

#### 附 則

この基準は、昭和54年1月18日から施行する。

}

#### 附 則

この改正は、令和5年3月28日から施行する。

【別 表】

| 地域班名     | 町 名     |
|----------|---------|
| 東町地域班    | 東町全域    |
| 梶野町地域班   | 梶野町全域   |
| 緑町地域班    | 緑町全域    |
| 中町地域班    | 中町全域    |
| 前原町地域班   | 前原町全域   |
| 本町地域班    | 本町全域    |
| 関野・桜町地域班 | 関野・桜町全域 |
| 貫井北町地域班  | 貫井北町全域  |
| 貫井南町地域班  | 貫井南町全域  |

## 地域班の設置並びに運営基準・細則

第1 地域班の設置並びに運営基準の第1ただし書に基づき、関野町と桜町を併合して関野・桜町地域班を設置する。

第2 地域班の設置並びに運営基準の第2及び第3の施行に必要な事項は、原則として次のとおりとする。

(1) 地区委員は、9月末の地域班会員数に基づいて委嘱し、その基準は原則として別表のとおりとする。

会員数が5名以下の丁目については、他の丁目に併合する。ただし、地形等により併合することが不適当な場合は、1名を委嘱することができる。

(2) 広報従事者担当委員（以下「広報担当委員」という。）は、1名を委嘱する。

ただし、会長が認める場合は増員することができる。

(3) 地区委員及び広報担当委員が9名以上の地域班は、当該地域班を統括する地域班長のほか、これを補佐する地域班長（副班長）を置くことができる。

(4) 地域班長は、地域班担当理事と協議して次期地区委員及び広報担当委員として活動できると思われる人を地区委員候補者及び広報担当委員候補者として、任期満了月の末日までに会長に推薦するものとする。

(5) 地区委員及び広報担当委員の補充の必要性が生じた場合は、地域班長が前項に準じた要領により行うものとする。

### 附 則

1 この細則は、平成7年3月13日から施行し、同年3月1日から適用する。

2 平成4年4月1日制定の細則は、廃止する。

### 附 則

この改正は、平成7年11月27日から施行し、同年10月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成9年2月24日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成15年7月28日に施行し、平成15年6月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成20年5月16日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

別表（地区委員の委嘱基準）

| 地域班ごとの会員数 | 委嘱数  | 地域班ごとの会員数 | 委嘱数  |
|-----------|------|-----------|------|
| 36名未満     | 2名以内 | 127～144名  | 8名以内 |
| 37～54名    | 3〃   | 145～162名  | 9〃   |
| 55～72名    | 4〃   | 163～180名  | 10〃  |
| 73～90名    | 5〃   | 181～198名  | 11〃  |
| 91～108名   | 6〃   | 199～216名  | 12〃  |
| 109～126名  | 7〃   | 217～234名  | 13〃  |
|           |      | 235名以上    | 14〃  |

## 地域班における会議等開催要綱

1 地域班の設置並びに運営基準の第5、第6及び第7による会議等の開催は、次による。

### (1) 地域班集会

- ① 地域班集会は、地域内会員を対象に、次のことを目的として開催する。
  - ア センターの事業計画・事業概要及び会員に関する重要事項を会員に周知する。
  - イ 地域内会員相互の情報交換等を図る。
- ② 地域班長（以下「班長」という。）は、地域班集会を開催する場合は、地域班担当理事と協議して、開催日時、場所及び目的等を予め事務局長に連絡するものとする。
- ③ 班長は、地域班集会に会長、副会長、常務理事及び事務局担当職員等の出席を求めることができる。
- ④ 地域班集会の開催は、毎年1月から3月の間に1回とする。
- ⑤ 班長は、地域班集会を開催する場合は、地域内会員の40%以上の者が出席するよう努めなければならない。
- ⑥ 地域班集会の庶務は、班長が行う。

### (2) 地区委員会議

- ① 地区委員会議は、班長が地区委員及び広報従事者担当委員（以下「広報担当委員」という。）を対象に、次のことを目的として開催する。
  - ア センターの目的及び方針の徹底
  - イ センターに関する情報収集
  - ウ 理事会等の検討事項等の伝達・周知
  - エ 地域内の広報配布に関する情報交換
  - オ 地区委員、広報担当委員相互の交流
  - カ その他必要な事項
- ② 地区委員会議を開催する場合は、地域班担当理事と協議して、開催日時、場所及び目的等を予め事務局長に連絡するものとする。
- ③ 地区委員会議の開催は、年5回以内とする。
- ④ 地区委員会議の庶務は、班長が行う。

### (3) 地区会員懇談会

- ① 地区会員懇談会は、地区委員が地区会員を対象に、情報の交換等を目的として開催することができる。

② 地区会員懇談会を開催する場合は、班長と協議して、開催日時、場所を予め事務局長に連絡するものとする。

③ 地区会員懇談会の開催は、年2回以内とする。

④ 地区会員懇談会の庶務は、地区委員が行う。

(4) 広報配布会議

① 広報配布会議は、広報担当委員が地域内の広報配布会員を対象に、次のことを目的として開催する。

ア センターの広報配布事業について地区委員会議等で検討されている事項を広報配布会員に周知し、地域としての広報配布会員の意見をまとめる必要があるとき。

イ 地域内の広報配布会員の複数から、広報担当委員にセンターの広報配布事業に関する会議の開催を求められたとき。

ウ 地域内の広報配布会員相互の情報交換等をする必要があるとき。

エ その他、広報担当委員が開催の必要を認めたとき。

② 広報担当委員は、広報配布会議を開催する場合は、班長及び広報担当理事と協議して、開催日時、場所及び目的等を予め事務局長に連絡するものとする。

③ 班長及び広報担当理事は、広報配布会議に出席するものとする。

④ 広報担当委員は、広報配布会議に会長、副会長、常務理事、地域班担当理事、地域班在住理事及び事務局担当職員等の出席を求めることができる。

⑤ 広報配布会議の開催は、年5回以内とする。

⑥ 広報担当委員は、広報配布会議を開催する場合は、地域内の広報配布会員の50%以上の者が出席するよう努めなければならない。

⑦ 広報配布会議の庶務は、広報担当委員が行う。

2 経費

前各号により会議等を開催する場合は、必要に応じて経費を支出する。

3 その他

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年5月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年8月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年11月27日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年8月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

# 開催届

年 月 日

事務局長様

地域班

班長

地域班集

地区委員会議

地区会員懇談会

広報配布員会議

下記のとおり開催致しますのでお届け致します。

記

1 開催日時 年 月 日 ( )  
時 分 ~ 時 分

2 開催場所

3 会議概要

4 その他

会三役の出席 : 希望する。 (会長・副会長・事務局長)

希望しない。

※ 開催日の7日前までにお届けください。

## 連絡会議開催要綱

公益社団法人小金井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における連絡会議の開催要綱を次のとおり定める。

### 1 三役部会長等連絡会議

- (1) 会長は、センターの基本的重要な問題の検討並びに理事会の協議事項及び報告事項の事前調整検討を計るため、理事会の前その他必要な時に三役部会長等連絡会議を開催する。  
この場合、三役とは会長、副会長及び常務理事をいう。
- (2) 構成員は、三役、各部会長及び女性委員長とする。
- (3) 会長は必要がある場合、構成員として前号の外に各部副部会長を加えることができる。

### 2 職班長連絡会議

- (1) 事業部会は、職班間の情報交換等を行うことにより、よりよい職班活動の実施、更には、就業開拓の推進に資することを目的として公共部門、民間部門それぞれにおいて、全職班長を対象に職班長連絡会議を開催する。
- (2) 研修委員は、年1回会議に出席し、接遇等に関するスキル、情報を提供するとともに、職班長の要望等を聴取する。
- (3) 開催は年1回を基本とし、班長改選期においては、年1～2回（4月～5月、1月～3月）の開催とする。
- (4) 三役は、この会議に出席することができる。

### 3 広報従事者担当委員連絡会議

- (1) 理事会において、広報関係業務を担当することとなった理事は、各地域班の広報従事者担当委員間の情報交換並びに広報配布業務等の調整を図るために、広報従事者担当委員連絡会議を開催する。
- (2) この会議において、必要がある場合は市関係課との連絡調整会議を併行して行う。
- (3) 三役及び総務部会長は、この会議に出席することができる。

### 4 地区委員全体連絡会議

- (1) 総務部会長は、定期総会の議案書配布及び実施細部の連絡並びにセンターの全般連絡事項の徹底を計るため、定期総会の前その他必要な時に地区委員全体連絡会議を開催する。
- (2) 構成員は、各地域担当理事、地域班長及び地区委員とする。
- (3) 三役及び地域担当理事以外の理事は、この会議に出席することができる。

### 5 地域班担当理事・地域班長連絡会議

- (1) 総務部会長は、地域班集会、地域班で実施するボランティア活動、センター全般の連絡事項等情報の共有化を図るために、地域班担当理事・地域班長連絡会議を開催する。
- (2) 構成員は、各地域担当理事、地域班長とする。
- (3) 三役及び地域担当理事以外の理事はこの会議に出席することができる。

### 6 経費

- (1) 2、3、4各項の会議を開催する場合は、必要に応じて経費を支出する。
- (2) 前号による経費は、年5回までを限度とし、実績に基づき精算する。

## 7 その他

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

## 附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

## 会員の入退会（住所変更等を含む）に関する事務処理要領

この要領は、理事会において承認された入会者及び退会者並びに会員の住所・連絡先の変更に伴う事務処理に関し、必要な事項を定める。

### 1 地域班担当理事

#### (1) 入退会者等通知書の通知

ア 地域担当理事は、理事会において承認された入会者及び退会者並びに会員の住所・連絡先の変更（以下「入退会者等」という。）に伴い、当該地域別に別紙様式1「入退会者等通知書」を地域班長、全地区委員及び広報従事者担当委員分を地域班長に通知する。

イ 地域班担当理事は、理事会報告に入退会者等の記載がある場合は、本通知書を省略することができる。この場合は、必ず本通知書に規定された全項目を掲載する。

#### (2) 会員名簿の加除訂正

所有の会員名簿について、加除訂正する。

### 2 地域班長

#### (1) 「入会式」への地区委員出席の依頼

地域班長は、事務局から当該月の入会者の有無の連絡が入り次第、入会者の所在する地区委員に連絡を取り、入会式に出席するよう依頼する。ただし、地区委員が出席できない場合は班長が代わりに出席する。

入会式への出席者が決まり次第、事務局に報告する。

#### (2) 地域担当理事から通知を受けた「入退会者等通知書」を全地区委員及び広報従事者担当委員に配布する。

#### (3) 「入退会者等通知書」に基づき、所有の会員名簿について加除訂正する。

### 3 地区委員

#### (1) 地域班長から配布された「入退会者等通知書」を確認する。

### 4 広報従事者担当委員

#### (1) 地域班長から配布された「入退会者等通知書」を確認する。

(2) 入会者で広報配布を希望する者については、速やかに連絡し確認するとともに、他の入会者に対しても広報配布について意向を打診するよう努めなければならない。

### 附 則

この改正は、平成25年6月24日から施行し、平成25年4月1日から適

用する。

附 則

この改正は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年7月26日から施行する。